

監査結果に係る措置通知書

市立病院	監査結果 (指摘事項)	改善措置
	<p>契約の締結に当たっては、仙台市市立病院契約規程（平成元年仙台市病院規程第20号）、契約事務の取扱いに関する要綱（平成14年8月28日病院事業管理者決裁）及び仙台市市立病院契約業者指名基準（平成18年12月28日管理者決裁）に基づき、実際に履行可能な業者を選定し、適正に契約事務を行う必要がある。</p> <p>ところが、財産管理課においては、「令和3年度仙台市立病院産業廃棄物（粗大）収集・運搬・処分業務委託」について、処分業許可を持たない産業廃棄物収集運搬業者から見積りを徴収し契約していた。契約事務の取扱いに当たっては、関係規程に則り、適正に処理する必要がある。</p>	<p>見積依頼を行う業者が許可業者であることの確認を徹底し、令和4年度の業務委託契約においては、収集・運搬業務及び処分業務それぞれの業務ごとに、許可を得ている業者と契約を締結した。</p> <p>なお、再発防止に向けた確認の徹底について市立病院内課長会において周知を行った。</p> <p>市立病院内課長会における周知日 令和4年5月16日</p>